

## 安全保障理事会決議 1912 (2010)

2010年2月26日、安全保障理事会第6278回会合にて採択

安全保障理事会は、

東ティモールの情勢に関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ安保理諸決議 1599 (2005)、1677 (2006)、1690 (2006)、1703 (2006)、1704 (2006)、1745 (2007)、1802 (2008) および 1867 (2009) を想起し、

技術評価使節団の調査結果および勧告の概要を含む 2010年2月12日の事務総長報告書(S/2010/85) および東ティモール当局とその他の関連利害関係者との広範な協議を歓迎し、

東ティモールの主権、独立、領土保全および国民的統一並びに同国の長期にわたる安定の促進に対する安保理の強い支持を再確認し、

政治的および治安の状況における更なる改善を通じた一般的安定に留意し、また平和的対話を進めること、意見の不一致を解決するために暴力的手段を避けることを続けるよう東ティモールの指導部および利害関係者に対する安保理の求めをくり返し表明し、

東ティモールの民主的政治過程における進展の兆候としての、2009年10月の村(スコ)の選挙の成功裏の完了を歓迎し、

全ての政党が国益の問題に貢献できるようにする機会を創設するための東ティモールの政治的指導部の取組を歓迎し、

司法の独立に対する尊重の必要性を再確認し、不処罰に対して行動する必要性を強調し、これに関連して司法制度に深刻な資金的制限があることを認識し、東ティモールの指導者に対し、独立捜査特別委員会が勧告したような 2006年の危機の期間に犯されたものを含む、重大な刑法犯罪に対し責任をとらせることを確立するための継続的取組を奨励し、また、2009年12月14日の東ティモール議会による決議の採択を歓迎し、

国民議会に報告する独立機関の汚職対策委員会の設置に対する安保理の完全な支援を表明し、その最初の委員長の任命を歓迎し、また東ティモールに対し、国の行政の透明性、責任および能率を増し続けるため更なる措置を講じることを奨励し、

現在まで東ティモール国家警察(PNTL)が治安を維持する主要な責任を回復したことを歓迎し、また 2006年12月1日に東ティモール政府と UNMIT との間で締結された「東ティモールにおける公安の回復および維持並びに PNTL および内務省の改革、再構築並びに再建の支援に関する取極」の全面的な実施の必要性に関する従前の安保理声明を想起し、

2010年から2012年の期間中のUNMIT警察の将来の役割に関する東ティモール当局の見解に関する2009年12月9日のジョゼ・ラモス・ホルタ大統領の声明に留意し

東ティモール政府の要請に応じた、法および安定の回復並びに維持における東ティモール政府とUNMITを援助する国際治安部隊の役割に対する安保理の全面的な支援を表明し、

事務総長報告書において指摘されたように、東ティモール国民の中の失業と貧困の高い割合に深い懸念を表明し、これに関連してこれらの問題に対処するため東ティモール政府により既に取られた行動、とりわけ国家戦略的開発計画を完了する取組を歓迎し、また東ティモールの社会経済開発のための国際社会による継続的支援の重要性を強調し、

東ティモールにおける現在の課題で目に見えているものは、本質において、政治的且つ制度的であるが、貧困およびそれに関連して失なわれているものがまたこれらの課題の一因となっていることを想起し、とりわけ人的資源開発、制度的な能力構築および社会経済的發展に関する、東ティモールに対する二国間および多国間の協力者の非常に貴重な援助に対し敬意を表し、東ティモールの統治の多くの側面の發展において進展がなされていることを認識し、

帰還の持続性と東ティモール社会への社会復帰を確実にすることにおいて、国内避難民(IDPs)の完全な社会復帰に関する残された課題を認識しつつ、全てのIDPsキャンプの閉鎖を歓迎し、

女性、平和および安全に関する1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)と1889(2009)、文民の保護に関する1674(2006)と1894(2009)並びに人道支援および国際連合要員の保護に関する1502(2003)の安保理諸決議を再確認し、また、国民的なジェンダー平等政策および戦略を開発する政府の取組を支援する他の国際連合パートナーとUNMITとの協力を歓迎し、

UNMITが、東ティモールにおける平和、安定および發展の促進において果たし続ける重要な役割を認識し、事務総長特別代表(SRSG)の指導の下で、UNMITおよび国際連合国別現地チームの取組に対し安保理の感謝の念を表明し、

1. 現在承認されている水準で、UNMITの職務権限を2011年2月26日まで延長することを決定する。
2. 東ティモールの全ての当事者、とりわけ政治的指導者に対し、協働し政治的対話を進めまた同国において平和、民主主義、法の支配、持続可能な社会と經濟の開発、人権保護の推進並びに国民和解を定着させることを続けるよう促し、高官級調整拡大委員会および三者協調フォーラムを含む、包括的且つ共同プロセスを通じた同国が直面する、民主的統治の修養の向上を含む、深刻な政治的および治安関連問題に取り組むことを目的としたSRSGの継続的な取組に対し安保理の全面的な支援を再確認する。
3. UNMITに対し、現在の職務権限の範囲内で、東ティモール政府が要請したならば、地方選挙への

必要な支援を拡大することを要請し、また国際社会に対し、この過程を支援することを奨励する。

4. 東ティモールの治安部門の再検討および改革の継続的重要性、とりわけ東ティモール国防軍（F-FDTL）および PNTL の役割と責任を正確に叙述すること、法的枠組を強化することおよび両治安機関に対する文民監視とアカウントビリティ手続を高めることの必要性を再確認し、また UNMIT に対し、これらの取組において東ティモール政府への支援を継続することを要請する。
5. 2009 年 2 月 4 日の事務総長報告書の第 21 項に定められたように、PNTL は、東ティモール政府と UNMIT との間で相互に合意された基準を満たすことを確保するため、段階的に実行するやり方を通して PNTL による治安を維持する責任の回復に関する現行の作業を支援し、また、東ティモール政府および UNMIT に対し、相互に合意された基準にしたがって回復過程を迅速に履行するために彼らの協力を続けることを要請する。
6. PNL による治安を維持する責任の段階的回復過程に従って、その縮小を含む UNMIT 警察部門の型を変える事務総長の意図を支持し、また事務総長に対し、この過程の彼の再検討を次の彼の報告書に含むことを要請する。
7. UNMIT に対し UNMIT の警察部門の現地関与および PNTL に対する支援の提供を通じて、PNTL が完全に再建されるまで暫定的な法執行および公安を含む、東ティモールにおける公安の維持を確実にし続けることを要請し、また、協力機関と協働して、社会の治安を維持することを含み、PNTL の実兵力を高める目的で PNTL の更なる訓練、指導、制度の開発と強化を支援するその取組を強化すること、女性特有の必要性に対処すること、を要請し、また UNMIT 要員が、これらの作業に向けた適切なプロフィールと特別な技術および上記目的のため文民専門家としての潜在的必要性を有していること確保する重要性を認識する。
8. 活動の概念および交戦規則は必要に応じて定期的に更新されまたこの決議の規定に全面的に一致すべきことの必要性を強調し、事務総長に対しこの決議の採択後 90 日以内に、安全保障理事会と部隊および警察を提供している諸国に対し、これらについて報告することを要請する。
9. 責任をとることと裁判への現行の取組の重要性を再確認し、これに関連してその職務権限内で東ティモール政府を支援する UNMIT の活動への安保理の支援を表明し、東ティモール政府による 2006 年の国際連合捜査特別委員会報告書（S/2006/822）の、同報告書第 225 項から 228 項を含む、勧告の実施の重要性を強調する。
10. 独立包括的必要性アセスメントの勧告を考慮しまた東ティモール政府の司法部門戦略的計画の履行を通しての司法部門改革への調整された取組、および東ティモールの主体的取組を増加する現行の必要性、および、東ティモール人の主体的取組および国内の弁護士並びに判事の訓練および専門化を含む司法機能に一致した国内的能力の強化の重要性を強調し、またこの部門での能力構築と制度強化における国際社会の持続的支援に対する必要性を強調する。

11. UNMIT に対し、司法制度の効果を高めるために必要な取組を調整し、調査委員会が勧告した措置を実行する際に東ティモール政府を支援するその取組を継続することを要請する。
12. UNMIT に対し、制度的能力構築の分野において、援助提供国の協力を調整するその取組において、東ティモール政府を支援し続けることを求める。
13. 社会基盤、地方開発および人的資源能力開発に特に注意を払った、東ティモール国家回復戦略の重要性を認識し、またこれに関連して、UNMIT に対し国際連合機関、基金および計画並びに全ての関連協力機関と協力し且つ調整すること、貧困削減、教育を向上させること、持続可能な暮らしの推進および経済成長政策を計画することにおいて東ティモール政府と関連機関を支援し続けることを求める。
14. 東ティモール政府に対し、雇用および特に地方の地域と若者に焦点をあてた能力の強化並びにとりわけ農業部門における地方の社会経済発展のような分野における平和構築の展望を強化することを奨励する。
15. UNMIT に対し、女性特有の必要性に対する治安部門の対応を強化する重要性を強調しつつ、その職務権限全般にわたる分野横断的問題として安全保障理事会決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009) および 1889 (2009) に設定されたジェンダーへの配慮を十分に考慮することを要請し、また更に、事務総長に対し、UNMIT 全般にわたるジェンダーの主流化および女性や少女の状況、とりわけジェンダーを基礎とする暴力から、女性や少女を保護するために提案されまたは講じられた特別の措置を詳述した彼女らを保護する必要性に関連すること、に関するその他の全ての側面に関する進展を安全保障理事会への彼の報告書に含めることを要請する。
16. 事務総長に対し、性的搾取・虐待に対する国際連合のゼロ・トレランス政策の UNMIT における全面的な遵守を確保するために必要な措置を講じることおよび安保理に報告し続けることを要請し、部隊および警察官を提供している諸国に対して、適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保することを促す。
17. 更に事務総長に対し、現場および本決議の実施に関する進展を、安全保障理事会に定期的に報告することまた安全保障理事会に対し、2010 年 10 月 15 日までに、本決議の第 6 項で要請された要素を含む報告書を、そして、2011 年 1 月 26 日までに、UNMIT の職務権限と兵力の可能な調整を含む報告書を、安全保障理事会に提出することを要請する。
18. 中期の戦略と東ティモールにおける進展を測定し且つあとをたどるための達成条件の重要性を再確認し、活動の再検討の下での達成条件を維持しながら国際連合の支援の水準および形態を評価し、この過程における東ティモールの指導者および国民による戦略の主体的取組の重要性を強調する。
19. この問題に引き続き取り組むことを決定する。